

連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務

企画コンペ実施要領

令和 6 年 5 月
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「コンペ参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

(3) 業務の仕様等

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

2,518,010円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 コンペ参加者の資格要件等

コンペ参加者は、下記に記載する企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加要件を満たす者であること。（単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

また、共同提案する場合は、代表者を定めた上で参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

【参加資格の要件】

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁するなど、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) (7)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 プロモーション担当

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁 2 階

TEL：019-629-5577 / FAX：019-623-2001

電子メール：AE0006@pref.iwate.jp

(2) 関係書類の交付

企画コンペ手続き等に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページトップページ「県政情報」>「入札・コンペ・公募情報」>「コンペ」>「コンペ参加者募集情報」内に掲載する。

【交付資料】

資料 1 企画コンペ実施要領（本書）

資料 2 業務仕様書

資料 3 企画提案審査要領

(3) 企画コンペ説明会について

行なわないものとする。

(4) 本業務に関する質問の受付・回答

本業務に関する質問の受付及び回答は、次により行う。

ア 提出書類

【様式 1】実施要領等に関する質問票

イ 提出期限

令和 6 年 5 月 17 日（金）正午【必着】

ウ 提出先及び提出方法

3 (1)の担当課へ、電子メールにより提出

エ 回答方法

受け付けた質問については、回答期限までに、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期限

令和 6 年 5 月 22 日（水）

(5) 参加資格の確認

コンペ参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加届出書類

【様式2】 企画コンペ参加届出書

【様式3】 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

※ 既存の資料（会社パンフレット等）に様式3に記載される項目が網羅されている場合は、代替可。

なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式3を提出すること。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時【必着】

エ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は郵送により提出

※ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後5時までに必着のこと。

オ 確認結果

参加資格の確認結果は、**令和6年5月29日（水）**までに、電子メール等により通知する。

カ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。

(イ) 企画コンペ参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(6) 参加資格の喪失

コンペ参加者は、4に定める審査委員会当日までに、参加資格の要件に該当しなくなった場合、参加資格を失うものとする。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、岩手県知事に対し、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出書類

任意様式

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和6年5月31日（金）午後5時【必着】

エ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は郵送により提出

※ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後5時までに必着のこと。

オ 説明方法

説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和6年6月5日（水）までに電子メール等によりその理由を回答する。

(8) 企画提案書等の提出

コンペ参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

(7) 【任意様式】 企画提案書

コンペ参加者は、資料2「業務仕様書」を踏まえ、下記の事項を明確にした企画提案書を作成し、提出すること。

なお、様式は任意であるが、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、A4サイズ片面印刷で作成すること。

- ・ ラリーの具体的な内容（実施方法、応募条件等）
- ・ システムのイメージ（参加時の端末画面等）
- ・ 制作物及びホームページのイメージ
- ・ 業務実施全体スケジュール
- ・ 業務実施体制（組織体制及び人員配置等）

(4) 【任意様式】 費用積算内訳書

企画提案書とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした費用積算内訳書（任意様式）を提出すること。

なお、費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とし、コンペ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ 提出部数

各6部

ウ 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時【必着】

エ 提出先及び提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は郵送により提出

※ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて午後5時までに必着のこと。

オ 留意事項

- ・ 提出する企画提案は各者1提案までとし、提案書提出後の追加、修正は原則認めないものとする。
- ・ ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ・ 企画提案に当たり、記事、写真、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- ・ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとする。

- ・ 審査の結果、委託予定業者として選定された者は、契約締結後に、県と協議・調整を行ったうえで、事業実施すること。

なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、または企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがある。

(9) 企画提案の無効

上記「(5) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び参加申請書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案並びに次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された提案
- イ 民法（明治30年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(10) 企画コンペの参加の辞退

上記「(8) 企画提案書等の提出」により企画提案書等の提出を行ったコンペ参加者が、4に定める企画コンペ審査への参加を辞退する場合は、企画コンペ参加辞退届を以下により提出するものとする。

- ア 提出書類

【様式4】企画コンペ参加辞退届

- イ 提出部数

1部

- ウ 提出期限

審査委員会の前日（令和6年6月6日（木））の正午【必着】

- エ 提出先および提出方法

3(1)の担当課へ、持参又は郵送により提出

※ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午までとする。

※ 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて正午までに必着のこと。

- オ 留意事項

不参加となった場合も、これを理由として、以降県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

コンペ参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、審査委員会において行う。

なお、企画提案書等の内容が、1(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものであること。

(2) 審査委員会の開催

- ア 開催日 令和6年6月7日（金）午後1時30分～ ※詳細はコンペ参加者確定後に別途通知

イ 開催場所 岩手県盛岡地区合同庁舎内会議室

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、コンペ参加者から提出された、企画提案書等及びコンペ参加者によるプレゼンテーションに基づいて行うものであることとし、追加資料等の提出は原則として認めない。

(イ) プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材はコンペ参加者が準備することを原則とし、事前に連絡すること。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、企画コンペ提案書等の提出受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、1者当たりのプレゼンテーションの時間は、25分（説明15分、質疑応答10分）とする。

ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(オ) コンペ参加者が4者を超える場合には、審査委員会において、企画コンペ提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された4者により、審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものであること。

なお、コンペ参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わないこと。

(カ) 一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、文書により郵送で通知する。

(3) 受託候補者の決定

ア 県は、審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定するものであること。

なお、受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものであること。

イ 審査結果は、受託候補者決定後、速やかに各コンペ参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者と契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、県は次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 苦情申し立て

本手続きにおける参加資格の確認、その他の手続きに関し、「政府調達に関する苦情の処理手続き（平成8年3月5日岩手県告示第215号）により、岩手県政府調達苦情検討委員会（連絡先岩手県出納局 電話番号019-629-5969）に対して苦情を申し立てることができる。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 岩手県会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画コンペ提案書等の位置づけ

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他のコンペ参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) コンペ参加者は、受託候補者の選定前に、他のコンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと判断されるときは、当該コンペ参加者を企画コンペに参加させないことがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア コンペ参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、コンペ参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則としてコンペ参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費

企画コンペの参加に要する経費は、全てコンペ参加者が負担するものとする。

(3) 受託候補者選定までのスケジュール（予定）

項 目	日 程
公告	5月13日（月）
質問票の提出期限	5月17日（金）正午
質問に対する回答の公表	5月22日（水）
企画コンペ参加届出書提出期限	5月24日（金）午後5時
参加資格の通知	5月29日（水）
企画提案書等の提出期限	6月3日（月）午後5時
審査委員会（企画コンペ）の開催	6月7日（金）午後1時30分～
企画提案審査結果の通知	6月11日（火）
契約締結	6月14日（金）頃

【様式1】

会社名等 : _____
担当部門 : _____
担当者 : _____
メールアドレス : _____
TEL : _____

実施要領等に関する質問票

連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務

No	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容
1			
2			
3			
4			

[留意事項]

- ・ 資料名称の欄には質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- ・ 提出期限内に提出のこと。期限を過ぎたものは一切受け付けない。
- ・ 電子メールで提出のこと。（アドレス：AE0006@pref.iwate.jp）
- ・ 1つの質問項目について1行使用のこと。

【様式2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

企画コンペ参加届出書

「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」に係る企画コンペに参加したいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「2 コンペ参加者の資格要件等」に定める次の内容について虚偽がないことを誓約します。

記

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁するなど、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- 5 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 8 7に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 9 単独で企画提案したコンペ参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式3】

会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所在地		
設立年月日		
資本金		
直近の年間売上高		
従業員数		
業務内容		
会社の特色		
過去3年間の事業の実績（主なもので可。資料等があれば、添付可。）	発注者	受注事業内容（受注年、受注内容）
【本申請の窓口となる担当者名】		
所属		電話
職		E-mail
氏名		

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、これに替えることができるものとする。

【様式4】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達増 拓也 様

「連携協定を活用した三陸観光振興プロモーション業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名